様式第７号(第１０条関係)

令和　　年　　月　　日

　　日田市長　　様

（申請者）　住所

　　　　氏名

電話番号

日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付申請書

　　日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金の交付を受けたいので、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。

記

1. 事業の目的　飼い主のいない猫の繁殖抑制及び生活環境の保全
2. 事業内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手術内容 | 実施予定  動物病院名 |  |
| 申請頭数 | オス　　　　頭  メス　　　　頭  性別不明　　　　頭 |
| 対象となる猫の生息場所 |  | |

※一度の申請で申請できる猫はオスメス合わせて３頭まで

1. 捕獲器貸出し

捕獲器の貸出しを　　　□ 希望する　・　□ 希望しない

　　　　　　　（どちらかにチェックをつけてください）

捕獲器貸出希望期間　　　月　　日～　　月　　日まで

※ただし捕獲器の使用にあたっては裏面記載の要件を遵守すること。

（裏）

（捕獲器使用の要件）

1. 捕獲器は、地域猫の不妊去勢手術の実施を目的として使用し、営利目的には使用しないこと。
2. 使用の際は使用の目的を明示し、動物虐待行為ではないことを明らかにすること。
3. 使用の際は常時人が立ち会い、捕獲器を放置しないこと。
4. 使用の際は十分に注意を払い、猫を傷つけることがないようにすること。
5. 使用の際は捕獲器を適正に取り扱い、他への障害とならないように安全に配慮すること。
6. 返却時には捕獲器を洗浄すること。
7. 捕獲器を亡失又は損傷した場合は、速やかに日田市に連絡をし、協議の上、必要な場合は弁償すること。
8. 捕獲器の譲渡、処分又は転貸は行わないこと。
9. 捕獲器の返却について、手術終了後は速やかに日田市に返却するものとし、遅くとも手術終了後から１４日以内に返却すること。

【職員記入欄】

（交付決定日）　　月　　日

（手術頭数）　　　頭

（貸出捕獲器）No．